

太田市立世良田小学校

校 長 石森 孝子

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。

	病 名	出席停止の期間
第 1 種	☐ エボラ出血熱	治癒するまで
	☐ クリミア・コンゴ出血熱	
	☐ 痘そう	
	☐ 南米出血熱	
	☐ ペスト	
	☐ マールブルグ病	
	☐ ラッサ熱	
	☐ 急性灰白髄炎	
	☐ ジフテリア	
	☐ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	☐ 中東呼吸器症候群 (病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
第 2 種	☐ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	☐ 新型コロナウイルス感染症	
	☐ インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型コロナウイルス感染症を除く)	
	☐ 百日咳	
	☐ 麻しん(はしか)	
	☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
	☐ 風しん(三日ばしか)	
	☐ 水痘(水ぼうそう)	
	☐ 咽頭結膜熱(プール熱)	
	☐ 結核	
第 3 種	☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。 特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後、2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで 症状により学校医等において感染のおそれがないと認め られるまで
	☐ コレラ	
	☐ 細菌性赤痢	
	☐ 腸管出血性大腸菌感染症	
	☐ 腸チフス	
	☐ パラチフス	
	☐ 流行性角結膜炎	
	☐ 急性出血性結膜炎	

令和5年5月8日現在

報 告 書

太田市立世良田小学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名: 医師名

印